

令和4年度 第1回 砂川市小中一貫教育推進委員会 次第

日 時 令和4年6月17日（金） 18:00～

場 所 砂川市役所 2階大会議室

1. 開 会
2. 委嘱書交付
3. 挨拶 砂川市教育委員会教育長
4. 会長及び副会長の選出
5. 説明事項
 - ・ これまでの経過について
 - ・ 小中一貫教育推進委員会について
 - ・ 小中学校統合の流れについて
 - ・ 砂川市義務教育学校基本構想について
6. 協議事項
 - ・ 推進マニュアルの改訂について
 - ・ 令和4年度検討事項について
7. その他
8. 閉 会

別添資料

- 別添1 小中一貫教育推進委員会 委員名簿
- 別添2 砂川市小中一貫推進委員会設置要綱
- 別添3 砂川市義務教育学校基本構想

これまでの経過について

教育委員会では、市内の児童生徒数が年々減少し、学校規模も大きく変化する中、将来にわたり効果的な統一性のある教育活動を維持するため、平成30年度から市立小中学校の適正規模・適正配置の検討を開始しています。

検討にあたっては、今後の小中学校のあり方や基本的な考え方について、広くご意見をお伺いすることが望ましいとして、市内の関係する各種団体・組織の皆様に対しまして適正配置に係わる「意見を聴く会」を開催し、皆様のご意見を踏まえながら、パブリックコメントを経て、適正配置に係わる基本方針を令和元年6月に策定いたしました。

令和元年8月、基本計画（案）の協議・検討を進めるため、市内関係団体からの推薦により構成される検討委員会を設置し議論を重ねていただき、令和元年12月に検討委員会より計画案となる提言書がまとめられました。

教育委員会では、それまで検討委員会で整理いただいた内容を尊重しながら精査を進め、令和2年5月に「砂川市立小中学校適正配置基本計画」を策定いたしました。

その後、計画の内容について保護者、地域の方々に対して広く周知させていただくため、令和2年10月から11月にかけて11か所の会場で説明会を開催するとともに、令和3年1月から4月にかけて各小中学校PTAに対して基本計画の推進について合意形成をはかりました。

令和3年6月には、「砂川市立小中学校統合準備委員会」「砂川市小中一貫教育推進委員会」を設置し、令和5年度の中学校統合、令和8年度の義務教育学校の開校、小中一貫教育の推進について協議を進めており、令和5年度の中学校統合に向けて本委員会で協議いただいた事項について、「中学校統合に向けた提言書」としてまとめられ、令和4年3月に受理いたしました。

中学校の統合に向けては、令和3年10月に、砂川中学校、石山中学校両校の校長、教頭をはじめとする教職員を中心に構成された「中学校統合委員会」を設置し、学習関係や学校生活、部活動や生徒会活動など具体的な協議が実施されています。

今年度で閉校となる石山中学校では、令和4年4月16日に「砂川市立石山中学校閉校協賛会」が設立され、閉校記念式典や閉校記念行事などの準備が進められています。

また、令和8年度の義務教育学校の開設を目指し、砂川市義務教育学校基本構想（案）に対するパブリックコメントを経て、令和4年4月に「砂川市義務教育学校基本構想」を策定いたしました。

主な取り組みの経過

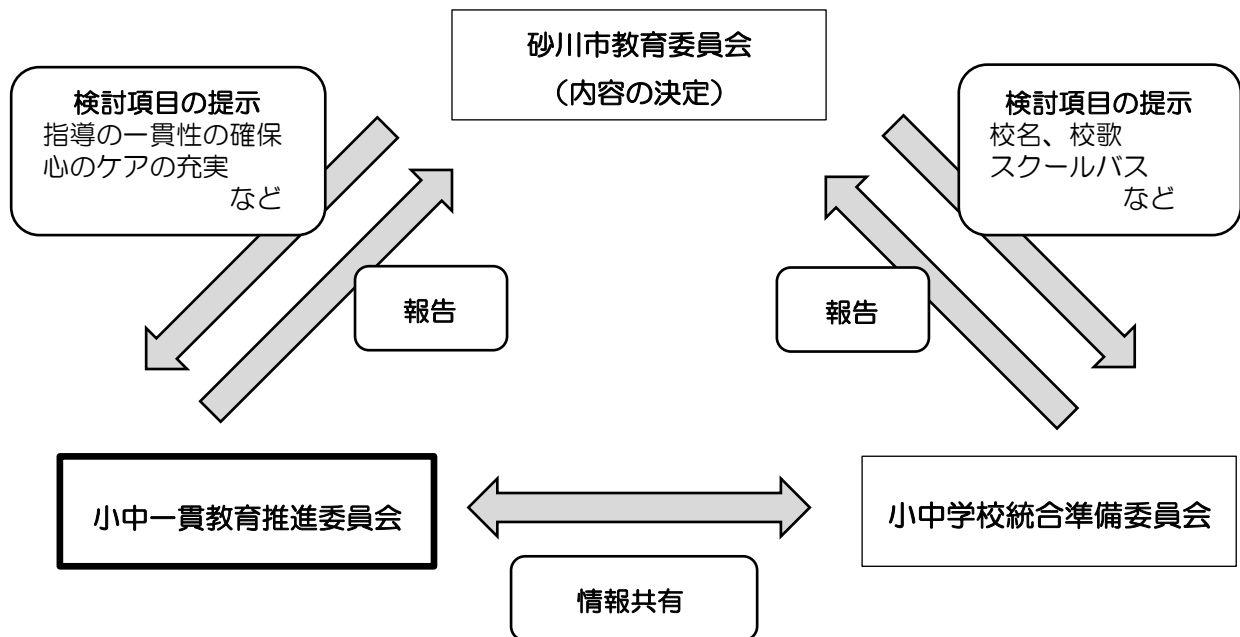
平成30年4月	適正配置の検討開始
平成30年10月	適正配置に関わる「意見を聴く会」を実施 ・11団体・12開催
令和元年5月	砂川市立小中学校適正配置基本方針（案）に対するパブリックコメントの実施
令和元年6月	「砂川市立小中学校適正配置基本方針」を策定
令和元年8月	砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会を設置
令和元年12月	「砂川市立小中学校適正配置計画策定に関する提言書（計画案）」を受理
令和2年5月	「砂川市立小中学校適正配置基本計画」を策定
令和2年10月～11月	「砂川市立小中学校適正規模・適正配置説明会」を保護者、地域向けに学校、コミュニティセンター等11ヶ所で開催
令和3年1月～4月	「砂川市立小中学校適正配置基本計画に対する同意書」による合意形成
令和3年6月	砂川市立小中学校統合準備委員会を設置
令和3年6月	砂川市小中一貫教育推進委員会を設置
令和3年10月	中学校統合委員会を設置
令和4年3月	「中学校統合に向けた提言書」を受理
令和4年3月	砂川市義務教育学校基本構想（案）に対するパブリックコメントの実施
令和4年4月16日	「砂川市立石山中学校閉校協賛会」が設立
令和4年4月20日	「砂川市義務教育学校基本構想」を策定

小中一貫教育推進委員会について

砂川市小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、小中一貫教育の導入・推進を図るため令和2年度に策定した「砂川市立小中学校適正配置基本計画」（以下「基本計画」という。）及び令和4年度に策定した「砂川市義務教育学校基本構想」に沿って具体的な事項を調査及び協議していくために、学校関係者などからご意見を伺うための機関としており、推進委員会で協議した内容及び決定した事項を取りまとめ教育委員会へ報告（提言）することとしています。

また、基本計画で示している「学校統合」については、別途「砂川市立小中学校統合準備委員会」を設置して協議することとしています。

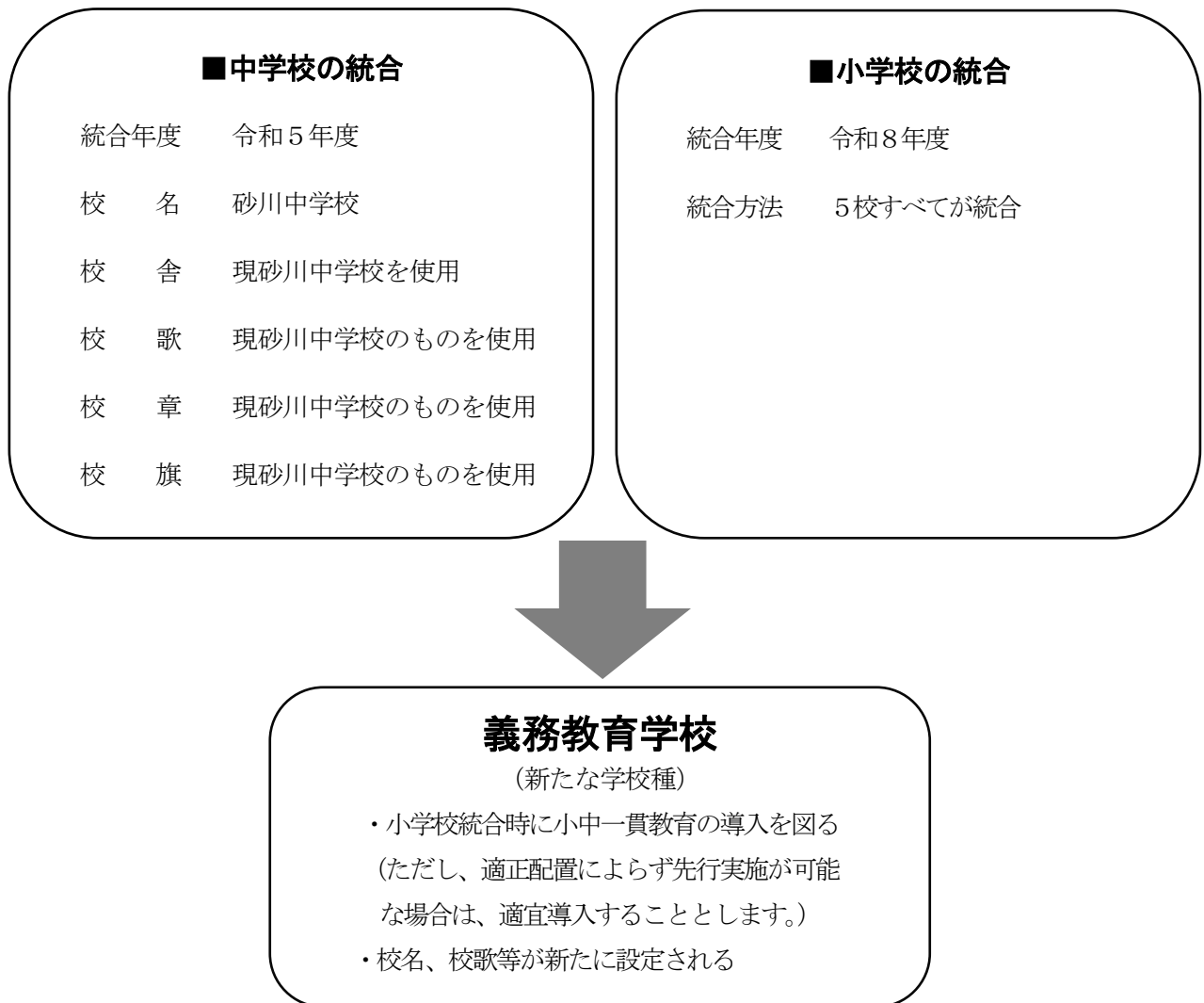
推進委員会の位置づけ



小中学校統合の流れについて

令和3年6月の教育委員会会議において、中学校の統合については「令和5年度」、小学校の統合においては「令和8年度」とし、小中一貫教育については、義務教育学校とすると決定いたしました。

また、義務教育学校基本構想において、義務教育学校の建設形態については、既存の校舎（砂川中学校）を改修し小学校相当部分を増築していくものと、既存の校舎を活用せずに新築するものとの2通りの建設形態について、建設、施設管理に伴う概算費用や管理運営について、今後比較検証することにより決定することとし、建設予定地については、これまでの基本方針、基本計画の考え方を踏まえて検討を行い、日の出運動公園の利活用により効果的な教育活動の推進が見込まれることなどから、建設形態のいずれかにおいても「現砂川中学校敷地」としています。



砂川市義務教育学校基本構想について

「砂川市義務教育学校基本構想（案）」にお寄せいただいたご意見と教育委員会の考え方

○意見募集期間：令和4年3月1日～令和4年3月31日

○意見提出者数：2人

○意見提出数：11件

○意見要旨及び意見に対する教育委員会の考え方

※ 意見などについては原文の通りとしていますが、いただいたご意見については、読みやすさを考慮して、語尾の表現などを一部修正しています。

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
1	<p>○総合的な意見</p> <p>教育委員構成メンバーの考え方に反対です。</p> <p>統合すると子供をもつ世代は砂川から転出するのではないかと。南地区、中地区、北地区の三地域での教育とすべきではないでしょうか。</p>	<p>教育全般に対してのご意見についてですが、本基本構想に関わることにしてお答えいたします。</p> <p>学校を取り巻く地域には、それぞれ特有の風土や伝統があり、その地域での通学や学校生活を重視することは当然のことと思います。そのような状況を考慮した上で、地域に根差した学習という部分においては、「砂川」という単位での地域性を考慮する必要があり、学習機会など教育環境の統一化を図ることも重要であります。砂川の子どもたちが概ね等しい環境の下で学び、その中で地域がしっかりと関わりをもち、コミュニケーション・スキルなどを通じて学校、家庭、地域が一緒に子どもたちの成長を促していくことを目指していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
2	<p>○P7（6） 教育課程編成の基本的な考え方について</p> <p>前期と後期にまたがる形で2nd ステージが設定されていますが、小学校での卒業式にあたるものとして前期課程の終わる段階で、「修了式」というものはあるのでしょうか。</p>	<p>「6-3制」の学習内容を踏まえた上で、9年間を見通した「4-3-2制」の学年段階の区切りによる系統的な編成を行うこととしておりますことから、前期課程修了段階での卒業式にあたるものは想定しておりますが、9年間での節目となる入学式や卒業式、各ステージ修了時には節目にふさわしい式を検討しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
3	<p>○ P 7 (6) 教育課程編成の基本的な考え方について</p> <p>「指導の形態」というのは、おそらく『教科指導の形態』のことを指しているのだらうと思われまます。しかし、このままの表記では、学級指導を担当する「学級担任制」と混同してしまい、それが消えるような誤解が生じかねません。従って『教科指導の形態』と表記すべきと考えます。</p>	<p>「指導の形態」については教科に対する指導として示しており、ご意見のありまましたとおり、「教科の指導形態」の表記に修正いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
4	<p>○ P 1 ～ P 2 1 小中一貫教育のねらい、2 学年の区切りと教育課程の編成に関わっての要望</p> <p>本文の内容（趣旨）に関わっては理解できまますし同感であります。しかし、この内容は、現在の様々な諸課題が解決し「〜こうなるであらう」という期待や願望とも言えるものであり、(おそらく文科省発出の文書が下敷きかと推量しつつ)「〜こうなりました」という検証はまだこの地域でもなされているわけではありません。よって、P-D-C-Aサイクルでの組織マネジメントに則るならば、この各ステージ毎の成果と課題を分析・検証するため、学校・父母・地域（あるいは第三者）から選ばれた『評価検証委員会（あるいは協議会）』を設置してはどうかと考えます。</p> <p>幅広く多様な意見を集約することが大切と思います。</p> <p>広く知恵を集める、また多面的に物事をとらえるためには有効だと考えます。</p>	<p>学校運営協議会は、P T A や保護者、地域住民などで構成される学校に設置された組織で、学校運営への支援や改善などに取り組みとともに、学校運営に関する評価や検証を行う組織としていことから、本協議会にて多様な意見を集約出来るものと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
5	<p>○ P 2 の (2) について</p> <p>「学びの内容変化」、「環境の変化」と変化が2度つづきます。</p> <p>ここは、「学びの内容深化」、「環境の変化」と修正した方がいいと思います。</p>	<p>ご意見のありまましたとおり、「学びの内容深化」の表記に修正いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
6	<p>○P4 (4) コミュニティ・スクールについて</p> <p>この文中の「コミュニティ・スクール」とは、いわゆる学校運営協議会を指すのでしょうか。</p> <p>この基本構想(案)の中では、「学校運営協議会」、「コミュニティ・スクール」、「コミュニティ・スクール(CS)」と3つの表現があって、同じものなのか、違うものなのか？</p>	<p>コミュニティ・スクールは「学校運営協議会を設置した学校」のことであり、学校運営協議会を指したものではありませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、コミュニティ・スクールの略称として「CS」と呼ばれていることから、表現の混同を避けるため、略称表記を削除し「コミュニティ・スクール」といたしますので、併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
7	<p>○P2 3 教育理念と目指す児童生徒像について</p> <p>「学校運営協議会」の前に『PTA』の言葉が入るべきではないでしょうか。</p> <p>PTAのもつ働きや役割は極めて重要です。これを抜いて「学校運営」では、いささか本末転倒になります。PTA活動を重視するならば、この文言は入るべきと考えます。</p>	<p>学校運営協議会は、PTAや保護者、地域住民などで構成される学校に設置された組織で、学校運営への支援や改善などに取り組みとともに、学校運営に関する評価や検証を行う組織としてのことから、学校としてもPTAのもつ働きや役割はきわめて重要と考へ、組織内にPTAも参画していただき、学校運営に取り組んでいるところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
8	<p>○ P 1 3 (3) 多目的教室等文中「適応指導教室」について</p> <p>子どもの「学ぶ権利」(学習権)の保障ということを考えれば、ようやく設置に向けて動き出したものだと言えます。ぜひ、実現するよう検討することを強く要望します。ただし、それを「学校」に設置することには些か疑問があります。なぜならば、不登校に至る原因や要因は様々であるとしても、この状態が長期化すれば「学校」という建物に対して強い恐怖感や嫌悪感が生じることがあるからです。(私の経験でも、そのような生徒がいました。)</p> <p>従って、「学校」内部に設置するよりは学校という建物から離れた場所です。学んだりと、経験したり、社会性や集団性を身につけたりして、徐々に学校へ近づけていく手立てをとる方が賢明だと考えます。具体的には、市街地の中(軽スポーツ施設はないが公民館)や総合体育館(学校の近くという欠点はあるが、施設内の一室を借用できれば軽スポーツにも対応できる)を考えてみてはどうかでしょうか。私自身は、不登校であったとしても、やはり最後は「学校に返す」べきと思っています。なぜなら、「人は、人の中で育つ」ものだと思うし、知力・体力・情意面・力などを総合的・組織的に享受できるのは学校教育だろうと思っています。ですから。いわゆるフリースクールではそれは難しいと思っています。</p>	<p>文部科学省の「適応指導教室」の定義では、「学校外に設置している施設、又は、学校の余裕教室などを利用して校内に設置しているもので、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での活動、教科指導などを行うもので、教育相談室のような単に相談を行うだけの施設は含まない」とされており。</p> <p>教育委員会としては、登校することが難しい児童生徒への支援の場として活用することを想定しており、例えば、不登校から再登校に向けての前段階として、別室への試験登校を促す場として利用したり、教室内での人間関係のトラブルから、教室に入りづらくなった生徒の感情を整える場として一時的に生徒が入室し、関係修復に向けての支援を行ったりするなど、建物から離れた場所ではなく校内での適応指導教室の開設を目指し、よりよい教育環境となるよう進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
9	<p>○ P 1 4 の (7) 及び P 1 5 の 8 建設予定地について</p> <p>P 1 4 の (7) の文章で「設置する」となっていますが、これは「新設する」という意味にとれますが、そのように解釈してよろしいのでしょうか。</p> <p>また、P 1 5 の 8 で「活用が見込める」と書いており、「新設」それとも「活用」なのか意味がつかめませんでした。</p>	<p>義務教育学校の校舎建設は、建設形態のいずれかにおいても「現砂川中学校敷地」としてありますが、敷地内での建設状況により、現陸上用トラックや現野球場を活用する又は設置位置を変更し新設することとなりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
10	<p>○P15 4 通学支援について</p> <p>スクールバスは大事な通学の手段です。令和8年度には小1から中3までが対象になりますので、</p> <p>(1) 運行の経路、時間、本数 (2) 停留所の(新設を含む)設置 (3) 運行車輛の増加</p> <p>など、より一層細やかな配慮に基づく検討をお願い致します。</p>	<p>令和2年5月に「砂川市立小中学校適正配置基本計画」を策定し、通学手段の確保としてスクールバスの導入・運行を基本としたところであり、具体的な検討を進めていくため、砂川市立小中学校統廃合準備委員会を設置し、令和5年度の中学校統廃合に向けスクールバスの運行について協議を進め、一定の整理が完了いたしました。</p> <p>本年度においても砂川市立小中学校統廃合準備委員会を引き続き設置し、令和8年度における通学支援について建設的な議論を進め、より良いものとなるよう協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
11	<p>○P15 7 建設形態について</p> <p>現在の砂川中学校の校舎は、平成7年(1995年)4月からの使用です。しかし、義務教育学校の設置年には、この校舎が31年目を迎えることになり、「大規模改修」が必要となるかもしれません。この校舎の耐用年数がいかにほどになるのか？また、施設設備の劣化がどれほどになるのか？にわかに予想はできませんが、できうるならば、㊤全面新築、㊦も㊧が無理なら、「大規模改修」+「(新しく)増築」など(大きくお金がかかってしまいますが)抜本的な施設設備の整備をお願いしたいと思えます。</p> <p>(個人意見としては、先を見通せば㊤の方がいいと思います。)</p>	<p>砂川市公共施設等総合管理計画における耐用年数については60年とされておりますが、既存校舎における詳細な現況調査を行っていないため、一概に耐用年数は判断出来ませんが、設備等においては計画的に更新等を行い、安全面・機能面においての不具合が発生した場合は、随時対応を進めているところです。</p> <p>義務教育学校の建設については、既存校舎の現況調査や費用面におけるイニシャルコスト、ランニングコストを含め、総合的に判断して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>

子供たちの豊かな心と学ぶ力を育む

義務教育学校を目指して

(令和4年6月 Ver.2)

砂川市教育委員会

I 小中一貫教育が求められる背景

1 時代の変化に伴う学校と地域の連携、協働の在り方

道内の先進的な取組事例から、小中一貫教育は、地域との連携、協働と併せて推進すれば一層効果的であることが明らかになっています。

(1) 学校と地域の連携、協働の必要性

現在、都市化や過疎化の進行、家庭形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化が進む中、「地域の学校」「地域で育てる子ども」という考え方の重要性が、今、改めて見直されています。子どもの健やかな成長のためには、学校だけではなく、家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することが不可欠です。

(2) これからの学校と地域の連携、協働

学校と地域の連携、協働の目指すべき姿の一つは、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校」への転換です。社会総掛かりでの教育を実現する上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。これからの公立小・中学校は、「開かれた学校」から一步踏み出し、地域で育てる子ども像を地域住民と共有する取組を推進していくことが大切です。

もう一つは、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校・家庭・地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合う教育体制」の構築です。地域が学校や家庭と共に教育の担い手となるためには、地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子どもの学びを支援する環境を整え、子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合うことが大切です。地域における学校との協働活動に参画する住民一人一人が学び合う場をつくり、子どもの教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも大切です。

2 「中1ギャップ」と呼ばれる現象

中1ギャップとは、児童が小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす現象です。都道府県や民間研究所の調査では、中学生になると、「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、肯定的回答をする生徒の割合が大きく下がる傾向にあります。また、「上手な勉強の仕方がわからない」「やる気がおきない」「勉強が計画通り進まない」と回答する生徒が大幅に増加するとともに、「毎日こつこつ勉強する」「勉強に自信がある」と回答する生徒が大幅に減少する傾向があります。さらに、「勉強する内容が急に難しくなった」「勉強の量が増えて戸惑った」「授業のペースが速くてついていけなかった」と感じる生徒が多く存在することも明らかになっています。一般に「中1ギャップ」は、生徒指導上の課題に関して論じられることが多いですが、学習指導面に関する課題も生じています。

砂川市においても、中学校進学に伴う学習環境の変化や人間関係の多様化により、生徒がとまどいや不安を感じ、学校生活に適應できないケースがみられます。

これらのことから、小学校6年生と中学校1年生の間の接続を円滑にする取組だけではなく、義務教育9年間全体で学びを連続させる取組を充実させていくことが大切であると考えます。

3 小中学校段階の主な差異

中1ギャップの大きな要因としては、小学校の教育活動と中学校の教育活動の間に、学校の文化として積み上げられてきた大きな違いがあることが指摘されています。主なものとして、次のようなものがあるとされています。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 指導体制の違い
小学校：学級担任制
中学校：教科担任制</p> <p>② 指導方法の違い
小学校：日常生活に根ざした比較的きめ細かい指導
中学校：比較的抽象度の高い内容を含めた指導</p> <p>③ 家庭学習の違い
小学校：教科間での宿題の調整がなされやすい
中学校：教科間での宿題の調整がなされないことが多い
部活動その他で時間が制限される</p> <p>④ 評価方法の違い
小学校：単元末テストが実施される
中学校：定期試験が実施され、小学校よりもテストに向けた計画的な学習が必要となる</p> <p>⑤ 生徒指導の手法の違い
中学校では、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向</p> <p>⑥ 部活動の有無
中学校からの部活動により、放課後や休日の活動を行う機会が増える
先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる場合がある</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省 平成28年12月26日）>を参考

II 小中一貫教育とは

1 小中一貫教育のとらえ

小中一貫教育とは、次のような教育です。

小学校及び中学校が、同じ教育目標のもと、目指す児童生徒像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、協働した組織のもと行う系統的な教育

「小学校及び中学校が、同じ教育目標のもと、目指す児童生徒像を共有し」とは、小・中学校が義務教育9年間のひとまとまりとしてとらえた同じ教育目標のもと、小・中学校におけるそれぞれの発達段階に応じた目指す児童生徒像を、教職員、保護者、地域の方で共有することです。

「9年間を通じた教育課程を編成し」とは、校種間の円滑な接続や連携を意識し、小学校1年生から中学校3年生までの系統性を整理した、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することです。

「協働した組織のもと行う系統的な教育」とは、小中一貫教育を推進する組織のもと、教職員が義務教育9年間の教育活動を理解し、児童生徒のそれぞれの発達段階に応じた指導を行う教育です。

2 小中一貫教育の目的

小中一貫教育の目的は、一般的に「中1ギャップの解消」が挙げられますが、児童生徒の「学ぶ意欲の向上」「チャレンジ精神や自尊感情の高揚」があります。また、地域との連携、協働の中で、教師の児童理解・生徒理解を深めたり、教師の授業観・指導観を一致させたりすることで、義務教育9年間の系統性を確保した教育活動が期待できます。このことにより、学校における様々な課題をよりよく解決していくことができ、本市が目指す教育の基本理念と教育目標を実現することにつながります。

【教育の基本理念】

児童生徒の豊かな心と 学ぶ力を育む教育の実現

生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びのための環境整備を進めるとともに、新たな未来を拓くため、地域と連携して子供たちの成長を支え、豊かな心や学ぶ力を育む教育の充実を図ります。

【砂川市の教育目標を踏まえた目指す児童生徒像】

【確かな学力】：よりよく考え 自ら進んで学習に取り組む児童生徒

【豊かな人間性】：自他の命を大切にし、思いやりのある心豊かな児童生徒

【健やかな体】：健康で安全な生活を心がけ、自ら進んで運動に親しむ児童生徒

【郷土を愛する心】：ふるさと「砂川」に誇りをもつ児童生徒

3 小中一貫教育の制度化

これまで10年以上にわたって、小中一貫教育に関する取組が自治体や学校で行われ、成果が報告されています。正式に小中一貫教育が学校制度として位置付けられるに当たって、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の2つの形態が示されました。義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置が可能とされています。

とりわけ、義務教育学校の特色の主なものとして、次のようなものがあるとされています。

- 一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。
- 前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。
- 9年間の教育課程において「4-3-2」「5-4」など、児童生徒の実態に応じた柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。本市においては、「6-3制」の学習内容を踏まえた上で、9年間を見通した「4-3-2制」の学年段階の区切りによる系統的な編成を行います。

義務教育学校に移行するメリットとしては、「教職員組織を一体的にマネジメントしやすくなる」「小学校・中学校の兼務発令が不要になる」「教育課程の編成や年間指導計画の作成などを教職員が一体となって取り組みやすくなる」「1人の校長がリーダーシップを発揮することができる」「教育課程特例校制度の活用のための申請や文部科学大臣の指定が不要である」

Ⅲ 小中一貫教育実施のポイント

小中一貫教育実施のポイントを、「推進組織づくり」「目指す児童生徒像の共有」「教職員の連携」「児童生徒の交流」「9年間を見通した教育課程」「家庭・地域との連携、協働」の6つにまとめました。

1 推進組織づくり

(1) 推進委員会の設置

○小中一貫教育推進委員会の設置

ねらい	小中一貫教育を導入するための準備を行う
構成員	小学校長・中学校長、小学校教頭・中学校教頭、教育委員会担当者等
機能や検討内容	○ 適正配置基本計画に基づき、小中一貫教育に関する調査及び協議 ○ 協議した内容を取りまとめ、教育委員会へ報告

※ 推進委員会においては、学校間の総合調整を担う校長を定め、目指す児童生徒像・重点目標の設定、様々な取組を円滑に推進できる体制を整える。

(2) 特別部会の設置

目指す子ども像の実現や重点目標の達成に向けて具体的な取組を企画し、実施します。具体的には「教育課程部会」「学力向上部会」「生徒指導部会」「交流連携推進部会」などの部会設置が考えられます。

教育課程部会	・ 9年間を見通したカリキュラムの作成	教務担当
学力向上部会	・ 学習規律の作成 ・ 家庭学習の習慣化を図るための取組	研修担当
体力向上部会	・ 新体力テストの結果交流 ・ 体力向上策等の検討	保健体育担当
児童・生徒部会	・ 児童会活動、生徒会活動の交流と連携	児童会・生徒会担当
生徒指導部会	・ 校則の検討 ・ 小・中学校の生徒指導に関する交流	生徒指導担当
交流部会	・ 小小連携や小中連携の検討	特別活動担当
事務部会	・ 学校備品や学校徴収金等の検討	学校事務職員

(3) 教科専門部会

各教科等における9年間を見通した年間指導計画等を検討し、作成します。

【部会】

国語部会、社会部会、算数・数学部会、理科部会、音楽部会、図工・美術部会、保健体育部会、技術・家庭部会、外国語・英語部会、道徳部会
特別支援部会、学校保健部会、学校事務部会

2 目指す児童生徒像の共有

学校として達成すべき目標や目指す姿のもと、中学校区内の保護者や地域住民の願いを踏まえ、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、「目指す児童生徒像」を設定します。また、各学校段階や学年段階の区切りごとに児童生徒像を設定し、学校と保護者、地域住民の役割分担を行いながら、各段階で責任をもった取組を強化していきます。

(1) 児童生徒の実態の把握・分析

中学校区の「目指す児童生徒像」を設定するためには、校区の児童生徒の実態把握・分析が必要です。また、次に示すような調査等の小・中学校の結果から中学校区の系統的な課題を分析して、9年間を見通した指導の重点項目を設定することも大切です。

- 全国学力・学習状況調査（学校質問紙、児童生徒質問紙）
- 標準学力検査（NRT）
- 児童生徒アンケート調査
- 保護者アンケート調査 等

(2) 「目指す児童生徒像」の設定と共有

①設定の方法

直面している課題等、前年度の児童生徒の状況、各校の教育目標や教育課題、経営課題等を考慮し、推進委員会において、「目指す児童生徒像」を設定します。

②共有の方法

年度当初、砂教研総会や小・中学校合同研修会等を開催し、設定された「目指す児童生徒像」を中学校区の全教職員で共有し、各小・中学校の経営方針等に共通して位置付けます。

また、各校においても、目指す児童生徒像の達成に向けて教育活動を具現化していくことが大切です。

③検証

「目指す児童生徒像」の具現化については、中長期的（3年～9年程度）な見通しにより同一児童生徒の変容をみて取組の効果を検証することが望まれます。その際、効果的でない取組については、改善を図ることが必要です。

【砂川市の義務教育学校が目指す児童生徒像】

- 【確かな学力】：よりよく考え 自ら進んで学習に取り組む児童生徒
- 【豊かな人間性】：自他の命を大切にし、思いやりのある心豊かな児童生徒
- 【健やかな体】：健康で安全な生活を心がけ、自ら進んで運動に親しむ児童生徒
- 【郷土を愛する心】：ふるさと「砂川」に誇りをもつ児童生徒

3 教職員の連携

小中一貫教育の取組を推進する上で重要なのが、小・中学校の教職員の連携です。特に、合同研修会等において情報提供を受けたり、相互の授業参観により高め合ったりすることで、よりよい連携が生まれます。また、相互乗り入れ指導を行うことによって、教職員同士のつながりが強くなり、情報交換が活発に行われ、児童生徒理解が深まり、学習指導・生徒指導の改善につながりやすくなります。例えば、次のような連携した取組が考えられます。

(1) 小中合同研修会

目的	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の実態・課題、目指す児童生徒像、重点目標の共有化。・児童生徒の学習や生活、交流活動の様子等から検討した課題や取組の改善策の共有。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・小・中学校の教職員が互いを理解することに心がける。・教職員の負担増にならないように、新たに研修会を設定するのではなく、校内研修の時間等を有効に活用し、計画的に行うようにする。・研修会のまとめにおいて、今後の取組について確認する。
実施内容等	<ul style="list-style-type: none">・小中一貫教育推進に向けた学力指導・生徒指導の取組について・小・中学校共通で取り組む学習規律について・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた小・中学校での系統的な取組について

(2) 小中合同授業研究

目的	<ul style="list-style-type: none">・小・中学校それぞれの指導方法の違いやよさを共通認識する。・各教科等の系統性を確認し、9年間を見通した学習指導について共通理解する。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・小・中学校の指導方法の違いやそれぞれのよさ、児童生徒の学習や生活の状況を共通理解するようにし、9年間を見通した学習指導について検討する。・教職員の負担増にならないように、新たに研修会を設定するのではなく、校内研修の時間等を有効に活用し計画的に行うようにする。
実施内容等	<ul style="list-style-type: none">・小・中学校教員の指導方法について・児童生徒の学び方について・授業に係る環境構成について
実施方法等	<ul style="list-style-type: none">・各校が実施する授業研究会や授業参観日の授業を互いに参観し、観察記録用紙に気付いたことや感想を記入し渡す。・小・中学校が交互に合同授業研究会を実施し、研究協議会においては、小・中学校の教員が小グループで協議する。・小・中学校の教員が小・中の系統性を考慮して合同で指導案を作成し、授業研究会を実施する。研究協議会においては、小・中学校の教員が小グループで協議する。

(3) 乗り入れ授業

目的	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の学習への興味・関心を高めるとともに、中学校への進学に対する児童の不安を軽減する。・指導内容や児童生徒の実態、校内や教室の環境整備等について、小・中の教員が相互に理解を深め、授業改善に生かす。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・小・中学校教員が互いの教育課程を理解した上で、教科の系統性を確認しておく。・指導の在り方、役割分担等について、あらかじめ検討しておく。・教務担当、小中一貫教育担当者、学年主任等の連携、協働により、指導計画上に位置付けて計画的に実施する。

留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡は電子メールやFAX等を活用するなどして、教員の負担軽減を図る。 ・中学校教員の乗り入れ指導が多くなる傾向があるが、小学校と中学校の教員が相互に補いながら取組を進めることが大切である。例えば、小学校教員が、中学校段階でつまずきのある生徒に補充的な指導を行ったり、学習相談に乗ったりすることが考えられる。
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教員が中学校において免許教科の授業を行ったり、中学校教科担任とTTで授業を行ったりする。 ・中学校教員が小学校において免許教科の授業を行ったり、小学校担任とTTで授業を行ったりする。 <p>※実施のための工夫として、小・中学校の一部の授業開始時刻をそろえることが考えられる。</p>

4 児童生徒の交流

児童と生徒の交流は、他者を思いやる心をより育むことが期待できます。さらに、小学校高学年の児童にとっては、中学校進学への不安を軽減するとともに憧れの気持ちをもつことにもつながります。

(1) 学校行事等における児童生徒の交流例

- ・児童生徒が共に参加する合同の花植え運動を実施する。
- ・小学校において、中学生の職場体験を実施する。
- ・小学校における学習会で、中学生ボランティアによる学習支援を実施する。
- ・小学校同士の運動会や学習発表会、宿泊行事等の学校行事を共同実施する。

(2) 部活動における児童生徒の交流例

- ・中学校入学説明会において部活動体験（見学を含む）を実施する。
- ・小学校のクラブ活動で中学生との合同練習を実施する。

(3) 交流の際の留意点

行事等を合同で行う際は、どのような配慮が必要かをしっかりと検討することが大切。

5 9年間を見通した教育課程

小中一貫教育の中核となるのは、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。義務教育9年間を見通した学校の教育目標（目指す児童生徒像）をできる限り具体的に設定した上で、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施します。その際、9年間の系統性・連続性を重視して、取組を評価・改善することが大切です。また、各教科等の内容項目の指導以外にも、児童生徒の実態や課題を踏まえ、どのような取組を一貫させたり、発展的に継続させたりするかを検討します。

(1) 学年段階の区切りの柔軟な設定

児童生徒の発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際して児童が体験する段差の緩和を図る観点から、小・中学校9年間における学年段階の区切りを柔軟に設定する取組があります。区切りを設定する際には、その意義や根拠を明確にすることが大切です。

①区切りを柔軟に設定する意義

- ア 小学校段階と中学校段階の間に、円滑な移行のための期間を設けることにより、いわゆる「中1ギャップ」を緩和することができる。
- イ 区切りごとに、育成を目指す資質・能力、指導上の重点、具体的な目標等を定めることにより、学年完結型となりがちな教職員の意識改革を促し、中学校卒業時点をイメージした取組を強化することができる。
- ウ 小学校段階と中学校段階にまたがる区切りを設けることにより、小・中学校の教員が協働した教育活動の活性化や、小・中学校相互のよさを学び合うことができる。
区切りの設定は、目の前の児童生徒の課題を踏まえて、それらを解消する観点から指導上の重点を定めて取組を徹底したり、小学校段階と中学校段階の間に意図的な移行期間を設け、円滑な接続に向けた取組を強化したりするためのものです。

②区切りを設定する根拠

教職員間や学校・家庭・地域の間で問題意識を共有し、取組を充実させるためには、一定の根拠をもって設定することが大切です。

- ア 6－3制導入当時と比べ、身体的発達や思春期の到来が2年程度早期化したり、自己肯定感や自尊感情の低下が見られたりし、小学校高学年の児童は中学校の生徒に近い発達の様相を示すようになっていること。
- イ 中学校に進んだ後に顕在化する不登校やいじめ、暴力行為等の問題行動等もその兆しは小学校高学年で生じているケースが多いこと。
- ウ 発達心理学等の見地から、小学校中学年までは具体物を用いた思考を中心とする一方、小学校高学年は具体物を用いた思考と抽象的・論理的な思考が混在しており、学習内容が高度になり、量も増えてくること。
- エ 小学校中学年において学習につまずく児童が多く、それらの児童がその後、学力が伸び悩む場合があり、小学校中学年までに、学習規律や生活規律、家庭学習の習慣を含めた望ましい生活習慣の定着を図る必要があること。
- オ 小学校段階と中学校段階の橋渡しをするために意図的に移行期間を設ける必要があり、小・中学校段階が融合した指導を行うための仕組みが必要であること。

③区切りの設定に関する留意事項

区切りの設定については、次のような点に留意することが大切です。

- ア 取組のねらいや具体的な内容、取組の徹底の度合いなどへの留意
区切りに沿って機械的に教育活動を整理するのではなく、「小学校段階と中学校段階の間の段差が適切かどうか」という視点のもと、児童生徒の実態を踏まえた上で「必要な段差」と「不必要な段差」を精査したり、段差の総量を調節したりする（中学校1年生で初めて出会う事柄の数を減らし、他学年に分散させる）ことが大切です。
- イ 施設形態による制約要因への留意
例えば、全国的には4－3－2に取り組む学校が多いですが、中間段階である「3」の段階で乗り入れ指導を充実させる場合、施設分離型で校舎間の距離が長い場合は、移動に伴う教職員の負担が大きくなります。

学年段階の区切りの設定は、教育活動の質を高めていくための「手段」であって「目的」ではありません。

なお、こうした区切りの設定は、6－3の学校教育制度を一定程度前提とした上で、指導上の重点を設けるために行うものであり、どのような区切りの設定が望ましいかは一概には言えません。そのため、各教育委員会、各校において、児童生徒や地域の実態、保護者のニーズ、教職員配置及び施設設備の状況や見通し等を総合的に勘案しながら導入を検討する必要があります。

(2) 編成上の留意点

①教育課程全体に関わること

- ・ 「重点目標」の達成を目指した系統性のある学習にすること
- ・ 発達の段階を意識し、学習のねらいを明確にすること
- ・ 小・中学校が相互に指導目標や学習内容を理解しておくこと

②学習内容をつなぐ

- ・ 配慮事項（学習内容・活動の重複やレベルの逆転等）
- ・ 重点や軽減を図る内容（配当時数の増減等）
- ・ 系統表の工夫（学習内容、育てたい力、授業改善のポイント等）

③指導方法をつなぐ

- ・ 単元（題材）の導入の工夫
- ・ 指導方法の共有（「めあて」づくり、発問、協働活動、板書、ノート指導等）
- ・ 個別指導の方法や家庭学習の習慣化

④学習規律や生活規律をつなぐ

- ・ 授業前後のルール（教室移動、着替え、机上の準備、忘れ物の申告、挨拶等）
- ・ 授業中（姿勢、話の聴き方、挙手の方法、発表の仕方等）
- ・ 教室環境整備（掲示物の内容・掲示場所、掃除の方法、靴箱の使い方、傘の立て方等）

⑤評価の内容・方法をつなぐ

- ・ 評価の観点、評価規準の共通理解
- ・ 評価方法等の共有

【中学校区内の小・小連携が大切】

1つの中学校に複数の小学校が接続する場合は、小・中学校の連携とともに小学校同士の連携が大切です。指導方法、学習規律や生活規律は小学校によって異なることが考えられます。それらを中学校につなぐ前に、小学校同士でそろえて指導していくことが大切です。このため、中学校の役割が重要となります。

具体的には、学習規律や生活規律などの資料を持ち寄って共通点や相違点を整理することから始めるとよいでしょう。また、学校行事を小学校が連携して共同実施することによって、小学校教員同士の協働作業を円滑に進めることができます。

(3) 9年間を見通した小中一貫教育カリキュラムや小中一貫教科等の必要性・重要性

小中一貫教育の充実を図るためには、小・中学校を一貫した共通のカリキュラムが必要に

なります。この小中一貫教育カリキュラムによって、小・中学校の教員が授業改善に取り組む中で、目指す児童生徒像に向けた指導の内容や方向性を一貫させることができます。

同様の趣旨で教育課程の特例を活用して、小中一貫した教科等を設置する取組も可能です。具体的には主に次のように類型化されます。

- ・総合的な学習の時間、教科等の時数を削減し、学校や地域の特性を生かした新しい教科等（例えば、「ふるさと学習」「コミュニケーション学習」など）を設置するもの
- ・指導内容を小・中学校間、学年間で入れ替えたり移行したりするもの

6 家庭・地域との連携、協働

小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域の方々の思いを丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切です。例えば、学校運営協議会や学校支援組織との定期的な会合等を通じて、地域の方々と教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、具体的な目標を設定することが考えられます。そうすることで、目標の実現に向けて保護者や地域の方々と協働して取り組みやすくなることが期待できます。基本的な生活習慣や家庭学習の習慣の確立など家庭の役割が大きい目標については、保護者と共に議論する必要があります。場合によっては、学校と保護者が協働して目標を設定していくといった工夫も考えられます。地域の方々と保護者との議論を積み上げ、学校の役割、家庭の役割、地域の役割を明確にし、協働体制を築くことが、よりよい学校づくりにつながります。

(1) 地域とともにある小中一貫教育の推進

例えば、コミュニティ・スクールを基盤に小中一貫教育を推進していくことで、9年間継続して地域からの支援を受けることが期待できます。

(2) 家庭・地域の理解・協力を得る

- ・小中一貫教育の意義や取組状況・成果について、きめ細かに情報発信する。
- ・中学校区の学校が、小中一貫教育に係る通信を家庭・地域に配布する。
- ・教育委員会担当者が、小・中学校での家庭教育講座等で説明を行う。
- ・中学校区の学校が、研究発表会等への地域住民の参加を呼びかける。
- ・中学校区の学校が、PTA代表や自治会長等に推進状況を説明し、小中一貫教育に関する意見交換ができる場を設定する。
- ・学校の役割、家庭の役割、地域の役割を明確にし、保護者や地域の方が学校の教育活動に参加するのではなく、協働で取り組んでいくことを確認する場を設定する。

(3) 家庭・地域との連携、協働を深める

- ・すでに実施している中学校の奉仕活動に小学生や保護者の参加を募集する。
- ・地域の行事等において、小・中学生が活躍できる場（役割）を設定する。
- ・小・中学生と家庭・地域が連携、協働した奉仕活動を実施する。

令和4年度 検討事項について

1 令和4年度検討項目 について

小中一貫教育導入を促進するため、以下の項目を重点に検討を進める。

- 小学校教育課程の在り方について
- 小小連携事業について
- 小中連携事業について
- 中学校教員の乗り入れ授業について
- 小中一貫教育に関わる教職員の研修について

2 砂川市小中一貫教育 年次推進計画(案)について

■:市教委 ●:学校 ★:その他

年次計画	R3	R4
	7校	7校
建設		基本構想・基本設計
各年次の重点	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで実施していた小小連携・小中連携の継続 ★義務教育学校を見通した小中一貫教育の計画の検討 ■砂川市義務教育学校基本構想の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■義務教育学校コンセプトの作成 ●統合に向けた小小連携と中一ギャップ軽減のための小中連携の実施(6年生対象) ■砂川市義務教育学校基本構想の決定
	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校統合へ向けた学校レベルでの協議と具体的な交流事業等の実施 ●石山中閉校事業 	
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間で目指す子供像の共有 ・学年分けの決定 ・教科担任制の構想 ・小小連携事業 ・小中連携事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の基本構想完成 ・小小連携事業 ・小中連携事業
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・校則の検討 ・合同行事の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・校則の決定 ・部活動合同練習(1・2年生) ・合同行事の実施
特別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の様式の統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の運用
職員の資質向上		<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携強化に向けての校内研究体制づくり
人事・関係団体		
		<ul style="list-style-type: none"> ・統廃合加配の配置